Formation of Officials for Enforcement of Civil Judgement in the first half of Meiji Era (1)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17731

明治前期における民事執行機関の形成について（一）

梅田康夫

一　はじめに
二　明治初期の身代限
三　明治前期における身代限の執行者（以上、本号）
四　執達吏制の成立
五　むすび

一　はじめに

現行法制の下では、民事執行機関は執行裁判所および執行官とにより二元的に構成されており、現実的執行処分を主に担うのが後者の執行官である。[1] 執行官は裁判所職員として国家公務員の身分を有するが、執行官法第七条が「執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける」と規定するように、俸給制ではなく手数料制をとっており、他の公務員とは著しく性格を異にしている。[2] このような手数料制を基礎とした民事執行機関の淵源は、明治二三年（一八九〇）公布・施行の裁判所構成法に規定された執達吏制にみることができるのであり、[3] 戦前・戦後の制度改革にもかかわらず今日に至るまで持ち越された課題となっている。本稿では、明治以降における法制の近代化の中で、この執達吏制がどのような過程を経て形

成されたのか、明治初年から裁判所構成法の成立するまでの明治前期を時期的対象として考察する。

（1） 中野貞一郎「民事執行法における執行機関」（竹下守夫・鈴木正裕編『民事執行法の基本構造』四五頁以下）参照。

（2） 国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等も適用されず、また定員の規制も存在しない。戦後における執行吏の改革論議と執行官法の制定経緯については、西村宏一・貞家克己責任編集『執行官法概説』二四頁以下参照。

（3） 裁判所構成法とほぼ同時期に執達吏規則および執達吏手数料規則も制定された。戦前の執達吏制については、前掲『執行官法概説』四頁以下、山口正夫「執達吏制度の研究」（『司法研究』報告書三四輯一一、一頁以下）等を参照。

二　明治初期の身代限

明治四年（一八七一）廃藩置県にともなう中央官制の整備の中で司法省が設置され、近代的な司法制度への端緒が開かれた。翌年には「訴答文例」、翌々年には「民事控訴略則」が制定され、民事的な裁判手続きがとりあえず整えられた。明治八年（一八七五）には大審院が設置され、一般行政とは区別された独自の裁判所制度の体系的な整備がはじまった。

こうした中で、裁判結果を実現する民事的執行は、江戸時代以来の身代限を中心に、それを基礎にして一定の改良を加える形で行なわれた。明治初期の身代限については、小野木常[1]、金田平一郎[2]、石井良助[3]氏等が夙に論じているところであり、近年では瀧川叡一[4]、伊藤孝夫[5]氏等によりさらに研究が深化されている。瀧川叡一氏は、明治五年から八年頃までの身代限に関する太政官布告や司法省布達等を分析しその変遷について詳述し、また伊藤孝夫氏は租税滞納者に対する処分が身代限によって行なわれたことの意義について論述する。これらの諸研究に

よって、次のようなことが明らかにされたといえる。すなわち、（a）平民と同じく華士族に対しても身代限の適用が認められるようになったこと、（b）フランス民事訴訟法の影響の下で、平民、華士族についての差押禁止物件が定められ、同様に僧侶についても差押禁止物件が定められたが、このような身分的な取扱の差違はやがてなくなっていったこと、（c）フランス民事訴訟法を参照し、身代限掲示案および入札払い掲示案が定められ、一般債権者に対する配慮がなされるようになり、身代限は実質的に総括執行手続きとなったこと、（d）債務者の有する債権証書についても入札ないし糶売による執行手続きが定められたこと、（e）配当金が不足の場合、請人や証人に対しても身代限がなされ、それらが存在しない場合は、「身代持直シ次第」に弁済すべき旨の裏書が原証文になされたこと、（f）戸長の奥書割印により公証されるようになった地所の質入書入や建物の書入質については、優先的な取扱がされること、（g）租税の滞納についても身代限により優先的に処分され、江戸時代の村請制は消滅したが、その後、訴訟手続きによらず地方官により直接に滞納処分がなされるようになったこと、（h）公売代価の配当方式については、無担保の一般債権者の間では平等主義がとられたこと、といった諸点である。

以上のように、明治初期の身代限制度の概要はほぼ明らかにされているのであるが、ただしここで一つ、従来の研究の中ではほとんど論じられていない重要な点を指摘しておきたい。それは身代限の手続きは、金穀貸借や質入書入等といった民事的事件や、あるいはまた租税滞納といった行政的事件においてだけではなく、刑事的事件との関連でも用いられたという点である。明治七年（一八七四）、司法省裁判所は司法省に対し次のような伺を発している。(6)

刑法上ヨリ起ル身代限処分ノ儀、民法処分同様、職業ニ必要ナル諸物品、五十両迄ノ分可二渡遣一哉、又ハ

右ヲモ追徴致シ、時服食料炊道具等ノミ相渡スヘク哉、當二月中相伺候処、刑法上ニ於テ、枉法不枉法坐贓等ノ贓ヲ追徴スルノ法、伺面ノ通、時服食料炊道具等的用ノ品ヲ除キ、資力ノ限リヲ追ス、其盗贓ヲ追徴スルハ、着服ヲ除クノ外ハ、衣類其他的用ノ品ト雖モ、資力ノアル限リヲ追スヘキト云々、御指令ニ相成、然ルニ因公科斂ノ条ニ、贓已レニ入ル、者ハ、贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ論ストアリ、是等ノ如キハ、其情窃盗ヨリ重ク被レ考候ヘ共、右ノ如キモ御指令ノ通、時服食料等ノ的用ノ品ヲ除キ、資力ノ限リ追スヘキ哉、猶又相伺候也

二月中になされた伺に対する回答において、司法省は「枉法不枉法坐贓等ノ贓」の場合と「盗贓」の場合とを区別して、贓物の追徴法について論じている。すなわち前者の場合は「時服食料炊道具等」が除外されるのに対し、後者の場合は「着服」のみが除外されるとする。[7] これに対し、再度「因公科斂」の場合について問題を提起したのがこの伺である。「因公科斂」の場合とは、新律綱領の受贓律に規定される犯罪であり、公務のために支配下の物を上司の指図なく取り立てることを意味する。その際に贓物を私用に費やした場合は、窃盗より犯情は重く、枉法と同じ追徴法でいいのかと司法省裁判所は疑問を呈する。これに対する司法省の指令は、次のようなものであった。[8]

刑法上ニ於テ、枉法不枉法坐贓等ノ贓ヲ追徴スルニ、時服食料炊道具等的用ノ品ヲ除キ、資力限リヲ追スル法ハ、取与共ニ罪アル贓ニテ、官ニ没入ニ係ルヲ以テ稍寛ナリ、然レ共、枉法不枉法等ノ本主ニ還付スル贓ニ係ル者ハ、盗贓追徴ノ法ニ依リ、著服ヲ除クノ外資力限リ追ス

贓物が没収されず本主に還付されるような場合は、枉法不枉法等においても「盗贓追徴ノ法」に従うべきとされた。このように贓物の追徴については、民事上の身代限より厳しく、「時服食料炊道具等」を除外して資力の限り追徴する場合と、「着服」のみを除外して資力の限り追徴する場合との、二段階が設定されたのであり、後述するようにこの追徴法は身代限と本来区別されるべきものであるが、しかしながら司法省裁判所の伺が「刑法上ヨリ起ル身代限処分」と表現しているように、身代限の枠組みの中で捉えられており、司法省もまたその点をただすこともなくそれを踏まえた形で指令を発している。

このように贓物追徴法と身代限とを密接に関連づけて捉える観念の背景には、刑事的な事件においても身代限の手続きがとられるいくつかの事例が存在するという問題があった。そのような事例として、まず銃猟規則違反の罰金があげられる。明治六年（一八七三）、兵庫裁判所は次のような伺を発している。(9)

銃猟規則第二十一条、免許ヲ得スシテ猟スル者ハ二十円、及ヒ猟ヲ禁スル時限中猟スル者ハ十二円、等ノ罰金ヲ出サシムルニ、若無力ニシテ徴スル事能ハサル者、自然実決致ス儀ニ候ハヽ、固ヨリ律ニ比例無レ之、換刑如何致ス可ク候哉

これに対する司法省の指令は、次のようなものであった。(10)

無力ノ者ハ実決スルニ及ハス、身代限リ取リ上クヘシ、但シ身代限リ申付ル上、取上クヘキ物品無レ之候ハヽ、其儘放免スヘシ、且罰金ニ限リ、示後其者身代立テ直シ候共、再度取上ルニ及ハサル事

このように銃猟規則違反の罰金に対して、身代限を科すことを認めているのである。しかも取り上げる物品が無いときは放免し、その後たとえ「身代立テ直シ」たとしても罰金を徴収しないという、極めて緩い処分となっている。[11]

次に、証券印紙法違反の過料に関してである。「証券印紙法犯則ノ者、過料金高巨多ノ金高ニ相成、微力ニシテ自然不レ可レ徴節ハ、身代限申付ヘキ哉」という豊岡県からの伺に対し、司法省は、「伺ノ通、尤、科料罰金等ハ、尋常貸借トモ事替リ候間、一度身代限申付候上、取上クヘキ身代無レ之者ハ、其儘放免スヘシ、以後身代持直シ候トモ、再度取上クルニ不レ及事」と指令している。[12]

さらに、蚕種規則違反の科料および売払代金等の追徴についても、「然上ハ、六十日間ノ掲示、其他尋常身代限ノ規則ヲ施スニ及サル哉」という熊谷裁判所の伺に対し、「無力ニシテ科料金等ヲ償フ能ハサル者、身代限ノ儀尋常ノ規則ヲ以テ処分スヘシ」と指令する。[13]

その他、鉄砲取締規則違反の過料および売却代価についても、「右過料ハ、明治六年御省日誌第六拾四号、北条県伺御指令ニ依リ、一時身代限ノ処分可レ及ト存候ヘトモ、売却代価モ同様、右御指令ニ照準シ、一時身代限可二申付一哉、又ハ尋常ノ贓物ト同ク、費用ト見做シ没入ニ不レ及シテ可レ然哉、相伺候也」という広島県の伺に対し、「売却代価モ身代限ノ処分ニ及フヘシ」と指令する。[14]

以上のように、比較的軽微な事件にかかわる罰金や過料（科料）、およびそれに付随して没収されるべき売却代価等については、身代限の手続きが用いられたのであった。これらの刑事的事件にかかわる身代限については、その掲示法をどのようにするのかが問題となる。明治八年（一八七五）、東京裁判所は、「従前刑法身代限リノ儀ハ、掲示等致ス儀ハ無レ之ト雖モ、自然抵当物等有スル債主ニ於テ、身代限リノ処分ニ至ル儀ヲ不二相弁一ヨリ、先取ノ権ヲ失スル儀等有レ之候テハ不都合ニ付」ということで、民事と同様に掲示すべきか、掲示するとしてそ

の日限や場所等の方法について問い合わせている。[15] これに対し、司法省は「伺ノ趣、裁判官ノ見込ヲ以テ適宜ニ掲示スヘシ、尤、掲示日限及ヒ場所ハ、民事身代限ノ法ニ依ルヘシ」と指令する。[16]

次に問題となるのは、身代限処分による換価代金の配分方法である。訴訟費用、質入書入等の担保債権、滞納された租税等といったものとの関連で、その優先順位が問題となる。この点についての当初の司法省の方針はあまり明瞭ではなかったようである。身代限の掲示中に証券印紙にかかわる「犯則」が発露した事件について、入札後の金高より訴訟入費を一番に罰金を二番に引き去り、その余金を債主へ分配するか、とする長崎裁判所の伺に対し、司法省はそのようなケースは不可解とした上で、「其犯則ノ罰金ヲ科スルハ、刑法上ノ処分ニコレアレハ、民法裁判上ニ於テハ、身代限処分済ノ上、其犯則ノ廉ハ断獄課ニ廻ス可シ、將又原被勝訴訟ノ者、負訴訟ノ者ヨリ受取ル可キ入費ハ、第一番ニ引去ル可キ規則ハコレナキ事」と指令するのみである。[17] しかるに、明治九年（一八七六）、「贖罪金罰金等追徴方ノ順次、及身代限分散金配当方ノ儀」についての鶴岡県の伺に対し、司法省は「先ツ租税県税ヲ追シ、次ニ盗賊ヲ追シ、次ニ訴訟入費ヲ追シ、次ニ負債ヲ償ハシメ、次ニ贖金罰金ヲ追ス、若シ財産抵当質入ニ係ルトキハ、先ツ租税県税、次ニ訴訟入費、次ニ負債ノ賠償、次ニ盗賊ノ還給、次ニ贖金ヲ追スヘシ」と指令した。[18] 伺では贖罪金と罰金が並記されているが、しかし指令には贖罪金はなく、贖金が掲げられている。贖罪金については、改訂律例の規定により、資力がない場合は実刑に処せられるので掲げなかったのかと思われる。[19] 改訂律例三三条では贖罪金のことを贖金と表示しており、贖金＝贖罪金とも考えられるが、おそらくそうではなく、司法省の指令がいう贖金とは、明治五年（一八七二）に施行された違式詿違条例に規定される、軽犯罪に対する財産刑のことではなかろうか。いずれにしても盗賊、贖金、罰金等の追徴についても、身代限処分における配分法との関連でその優先順位が定められたのである。

このように刑事的事件における財産的価値に関連する処置は、前述したように身代限の枠組の中で観念されて

いるのであるが、ただし、盗贓は贖罪金と同じく新律綱領・改訂律例に根拠規定を有しているのであり、その追徴法は厳密にいえば民事上の身代限とは区別された。明治六年（一八七三）、「第五十五条盗犯資力アル者ハ、必ス追徴スルニ、負債身代限ノ法ニ至テ止ムルヤ」という山口県からの伺に対し、司法省は「貸借身代限ノ法ヲ用ヒス」と明言している。[20]「第五十五条」とは、改訂律例の五五条であり、盗犯の正贓が費用された場合の賠償について規定したものである。また翌年、同じく改訂律例の当該条に関する三重県からの伺に対し、「盗贓ノ追徴ハ、民法身代限リノ法ト異ナリ、着用衣服ト的用ノ炊具ヲ除ク外ハ、資力限リ追シテ償還ス可シ」と指示する。[21]

したがって、刑事事件における身代限は、大まかにいえば二種類存在したといえる。一つは罰金、科料、贖金、没収売却代金等のように、民事事件における身代限の手続きがほぼそのままに用いられる場合である。明治九年（一八七六）の滋賀県伺とそれに対する司法省指令は、そのような性質のものと解される。[22]もう一つは盗贓をはじめとした贓物の追徴に典型的にあらわれるように、民事事件における身代限とは異なった方法が用いられる場合である。いわば民事身代限に対し、刑事身代限と称される場合である。[23]明治八年（一八七五）の和歌山県伺とそれに対する司法省指令は、そのような性質のものと解される。

以上、やや冗長に堕した感があるが、身代限は民事事件だけではなく刑事事件にも関係することをみてきた。勿論、今日においても刑事訴訟法四九〇条に規定されるように、罰金、科料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用等の財産刑等の執行は民事執行法等の規定する強制執行の手続きによって行なわれるのであり、それとあまり懸隔がないようにも思われる。しかしながら、明治初期の段階では民事と刑事の区別が必ずしも截然と確立していたわけではなく、[24]民事身代限と刑事身代限の境界はかなり曖昧であり、両者はともすれば同一の基盤に立つ制度と解されがちであった。かかる現象の背景には様々な要因が絡んでいると思われるが、一つには当時の刑罰体系が新律綱領・改訂律例という伝統的な律の体系に基礎付けられていたことにあると思われる。とりわけ「贓」

の没収は、いわば不当利得の返還ないし不法行為の損害賠償に相当する機能を有しており、[25]いってみれば刑事的処断を通して民事的効果が実現される構造になっていたといえる。もう一つの要因としては、江戸時代以来の身代限の手続きは、ある意味で刑事的なニュアンスをも内包していたという点があげられる。[26]債務不履行に対する犯罪視、そして身体的拘束をも付随した身代限は、明治初期の近代的改良を経た後にも、その前世的痕跡を残していたといえよう。

ちなみに、フランス法を基礎にしてボアソナードが中心となって起草した旧刑法および治罪法が、明治一三年（一八八〇）に公布、一五年（一八八二）より施行されるにおよび、ヨーロッパ型の刑罰体系と刑事手続きが導入されることになり、刑事身代限は縮減し、身代限は民事強制執行に次第に純化されていったようである。[27]明治一四年（一八八一）、仙台裁判所は次のような伺を司法省に提出し、その通り認められている。[28]

又茲ニ代価上納ノ達ヲ受ケタル者、三日内弁納ヲ為サヽル時ハ、裁判所ニ於テハ、直ニ其曲者ニ対シ、財産公売弁納ノ儀ヲ言渡シ、即チ其財産ハ郡区役所ニ照会差押ヘ、彼ノ裁判執行ノ例ニ拠リ、直ニ其一部ノ物件ヲ公売シ徴収スル者ト為シ可ナラン乎

ここで問題になっているのは、裁判所に納入すべき罰紙の代価を敗訴者が支払わなかった場合の対応であり、以前であれば身代限の対象となる事柄であった。しかし、ここでは、財産を差し押さえた上で、直ちにその一部を公売するという手続きを述べており、総括執行手続きとしての身代限と異なった執行方法が想定されている。明治二二年（一八八九）に出版された市岡正一編纂『身代限其他財産公売処分方法』は、全体を大きく二部編成とし、第一編を「身代限及抵当物件公売ニ係ル件」と題し、第二編を「租税滞納者財産及犯罪没収其他公売等ニ

係ル件」と題する。そして、同書によれば、「凡ソ動産不動産ノ取引、其他負債上裁判処分ノ上、返済及賠償等ノ言渡ヲ受ケ、済方相成ラサルトキハ、身代限ノ処分ヲ受クヘシ」ということであり（一頁）[29]、身代限は基本的に民事事件に関する強制執行手続きとなったことがわかる。[30]

（1）「明治初期の強制執行」（『法学志林』四五巻一〇号、一頁以下）。
（2）「明治前半期の民事責任法」（『法政研究』一七巻合併号（九州大学法学部独立記念論文集）一三七頁以下）。
（3）『明治文化史』2法制編、二五二頁以下。
（4）『明治初期民事訴訟の研究――続・日本裁判制度史論考――』一頁以下。
（5）「債権の強制的実現と公権力――「年貢未進」・強制執行・租税滞納処分――」（京都大学日本法史研究会編『法と国制の史的考察』二三七頁以下）。
（6）日本史籍協会編『司法省日誌―明治初期各省日誌集成―』（以下『日誌』と略称）七、三四七・八頁。
（7）ただし、それ以前の三重県からの伺に対しては、「盗賊ノ追徴ハ民法身代限リノ法ト異ナリ、着用衣服ト的用ノ炊具ヲ除ク外ハ、資力限リ追シテ償還ス可シ」と指令する（『日誌』七、八七・八頁）。
（8）『日誌』七、三四八頁。
（9）『日誌』三、三〇三頁。
（10）同右、三〇四頁。
（11）翌々年、小田県からの「罰則違犯」の罰金に関する伺に対しても、身代限によるべきことを指示している（『日誌』一六、三一〇～二頁）。ただし、裁判所取締規則違反の罰金を完納せず逃走した者について、贖罪金追徴法によるべきことを指示している（『日誌』一一、三五七・八頁）。
（12）『日誌』三、六八一・二頁。なお、この身代限処分による徴収額にかかわらず、「訴人ヘノ賞誉」を保障すべく指令している。また高知県からの伺に対しても、やはり身代限を科することとし、その上で罰金と同様に扱うことを指令している（『日誌』六、一八三頁）。
（13）『日誌』五、四七七頁。同じく新川県からの伺に関して、『日誌』七、七四・五頁参照。また、身代限の徴収額が不足する

場合に「訴人ヘノ賞賜」についての山形県からの伺に関して、『日誌』一五、一五六・七頁参照。

(14) 『日誌』一二、九八・九頁。

(15) 『日誌』一七、二二四・五頁。

(16) 同右、二二六頁。

(17) 『日誌』一二、一九五・六頁。なお、（イ）質入書入のある負債、（ロ）裁判所や戸長役場への入費、（ハ）罰金、（ニ）訴訟入費及び尋常負債、の順で配当するか、とする京都裁判所の伺に対しては、「罰金ノ儀ハ断獄課ノ処分ニ附シ、民法上分散配当金ノ順序ハ、伺面第二番ノ者ヲ第一番ニ取立、質入書入ハ其品物ノ代価ニ付テ先取ノ権ヲ有シ、訴訟入費ハ尋常負債ト同一ニ見做ス可キ事」とする（『日誌』一四、二〇九・一〇頁）。

(18) 『日誌』二〇、七四～七頁。

(19) 明治八年（一八七五）、「贖罪取贖セシムヘキモ、無力ナレハ云々トアリ、此無力ト称スルモ、本人ノ身代限追徴シ可レ然哉、又延期ヲ願フモ難レ納旨申立レハ、身代限迄ノ処分ニ不レ及、直ニ本罪ヲ実断シ可レ然哉」という度会県からの伺に対し、司法省は「身代限迄ニ及ハス、贖フ能ハサル者ハ、改訂律第三十条三十一条ノ通リ処分ス」と指示する（『日誌』一八、一三四・五頁および一三七頁）。改訂律例三〇条は「凡平民、罪ヲ犯シ、贖罪スヘキ者、無力ニシテ、贖フコト能ハサル者ハ、律ニ依リ、実断スト雖モ、死罪ハ、一等ヲ減シテ、懲役ニ服ス」と規定し、同三一条は「凡老小、廃疾者、罪ヲ犯シ、収贖ス可キ者、無力ニシテ、贖フコト能ハサル者、懲役百日以下ハ、折半シ、一年以上ハ、五等ヲ減シテ、並ニ、懲役ニ服ス」とする。すなわち懲役以下の実刑に処することになる。

(20) 『日誌』三、七一〇および七一四頁。

(21) 『日誌』七、八六～八頁。なお、箱館裁判所による伺に対する指令では、強窃盗等の贓の追徴は身代限による罰金の追徴よりも厳しいが、入札方法は身代限に照会して行なうとしている（『日誌』一五、五七五・六頁）。また、妻子等の所有品との関係について質問した宮崎県からの伺に対しては、「強窃盗等ノ贓、賠償ハ民法身代限リト異ナリ、本犯及ヒ妻子ノ物品ハ、布達ノ通リ追スルモ、戸主ノ父兄ニ及ボサス」と指令する（『日誌』一六、四一〇・一頁）。

(22) 滋賀県が「刑事裁判上、民事身代限リ規則ノ通、六十日間掲示シ、他ノ債主ヘモ割賦セサルヲ得ス、其通リ相心得可レ然哉、又ハ別紙伺償還ノ儀ハ、刑事ノ裁判ニ付、民事身代限ノ規則ニ依リ償還セシムルモ、他ノ債主ニ割賦スルニハ及ハス儀ト相心得可レ然哉」と伺うのに対し、司法省は「刑事ヨリ起ル民事身代限ハ通常ノ民事身代限ノ法ニ依テ取扱フ可シ」と指令する（『日誌』一八、三四七・八頁）。

(23) 強窃盗や詐欺等における賍物の追徴に際し、質入書入のように先取の権利が設定されている場合の処置について和歌山県が伺いを立てたのに対し、司法省は「民事身代限先取ノ権ヲ有スル者ハ先ツ債主ニ給シ、余リアレハ刑事身代限ノ法ニ因リ事主ニ給与ス可シ」と指令する（『日誌』一八、一二二頁および一二八頁）。

(24) 例えば、「民刑混淆の変態的なもの」とされる吟味願という訴訟手続きが存在した（前掲『明治文化史』2法制編、二六八・九頁）。また民事と刑事の取扱に係わる問題について、枚挙するに遑がないくらい様々な種類の多数の伺が、司法省に提出されている。旧刑法制定以前における民事責任と刑事責任の混同については、金田前掲論文一四八頁以下を参照。

(25) 奥野彦六『日本法制史における不法行為法』九二頁以下。

(26) 吉田正志「仙台藩の「沽却」について――身代限ならびに分散との関連で――（三・完）」（『法学』五五巻二号、四三頁以下）。

(27) 治罪法四六二条二項は、「罰金科料裁判費用及ヒ没収品ハ、検察官ノ命令書ニ依リ之ヲ徴収ス可シ」と規定し、身代限の表現を用いていない。

(28) 『法令全書』明治一四年、九二〇頁。

(29) ただし、租税滞納や罰金・科料について、「検事ニ於テ民事裁判所ニ起訴スルトキハ」身代限によるとする（一頁）。それは資力があるのに完納しない者に対する措置であり、「裁判所ニ於テ罰金科料ヲ言渡タル上ハ、政府ハ之カ債主権ヲ有」するからであるとする（一頁）。

(30) 『法令全書』明治一六年、一四二八頁以下に、各裁判所から司法省に報告すべき裁判状況に関する統計的指標の範例が掲示されている。それによると民事事件については、「民事既決未決件数表上申目録」の中に「民事身代限件数表」が掲示されているのに対し（一四三一頁）、刑事事件については「検事及予審処分表上申目録」の中に、「執行人員（死刑以下拘留科料等ニ至ル）」および「没収物品徴収件数」が掲示されているだけであり（一四三三・四頁）、刑事身代限の表現をみることはできない。

三　明治前期における身代限の執行者

明治一九年（一八八六）の「裁判所官制」において執行吏がおかれることになったが、実際にそれがどの程度

機能したのかは疑問であり、本格的な民事執行機関は明治二三年（一八九〇）公布・施行の裁判所構成法に規定された執達吏に俟たねばならない。[1] この執達吏が登場する以前に、はたして民事的強制執行を実際に担ったのは誰であるのか、とりわけ身代限を執行した者についてこれまであまり明言されてこなかったが、[2] 最近になり伊藤孝夫氏は、近世幕府法と同様に「身代限において実際に執行にあたるのは、依然として町村役人の職責であった」ことに注目している。[3] 瀧川叡一氏や伊藤孝夫氏により取り上げられている、明治六年（一八七三）の北畠少判事による問合と司法省指令は次のようなものである。[4]

身代限リ申渡、負債主所有財産差押ヘノ儀ハ、検部ノミ出張封印附ケ為レ置可レ申哉、又ハ係リ解部出張ノ上封印附立、検部ハ右ヲ監視トシテ、倶ニ出張致シ候様可レ仕候哉

指令

官員出張ニ及ハス、村町役人ニ命スヘシ

身代限の財産差押に際し、検部のみの関与でいいのか、それとも検部と解部の両者の関与を必要とするのか問い合わせたのに対し、両者の関与を否定し村町役人に命ずればよいと指令したのである。前年に制定された「司法職務定制」によれば、検部は検事の指揮の下で、訴状の検印、犯罪の探索、現行犯の逮捕等を職務としており、裁判全体にかかわるがどちらかといえば検察官的な性格の役職である。また古風な名称を有する解部は、判事の下で「各裁判所ニ出張シ聴訟断獄ヲ分掌ス」とされており、[5] 裁判官的なあるいは調査官的な性格の役職である。

検部の関与について言及している点は注意すべきと思われるが、いずれにせよ裁判所職員といえる両者が執行現場に赴く必要はなく、村町役人にその執行を委ねている。明治四年（一八七一）戸籍事務のために設けられた戸長は、翌年、旧来の庄屋・名主・年寄等の村町役人といった名称にとってかわったのであり、したがって村町役人とは戸長のことをさす。明治初期において身代限の執行者が戸長であったことは、既に明治五年（一八七二）の「華士族平民身代限規則」において、村町役人が差押物品の値段を入札を通して定めるものとしているところからも推定されるが、その他にもそのことを示す史料は多々ある。

明治六年（一八七三）茨城裁判所からの伺において、訴訟後に被告が逃亡した際の身代限処分が問題とされており、「被告方所有ノ財産ハ戸長ヲ以取調締付置セ」とされている。[6] また、明治七年（一八七四）の訴訟入費に関する名東県からの伺に対し、司法省は「身代限ヲ為スニ付、裁判所又ハ県庁又ハ町村役場へ納ム可キ、評価人鑑定人等ノ日雇賃金等ノ諸入費」を第一に引き去るよう指令している。[7] 県庁はまだ裁判所が独立していない県の場合であり、町村役場とは戸長役場のことである。町村役場が評価人や鑑定人を雇用して身代限処分を行なっていたことが推定される。同じく前節においても取り上げた京都裁判所からの伺において、「身代限ノ為ニ裁判所又ハ戸長役場ニ入費アル者ハ」とされている。[8]

さらに、戸長が関与したこの時期の身代限の状況を如実に示す史料を、吉田正志氏が紹介した代書・代言人の日誌に見出すことができる。[9] 次に掲げるのは、明治七年（一八七四）一二月一〇日の記事である。

○代言西川願ノ雨森猶太郎之口対談不行届ニ付、身代限被仰付候而、寄留町ノ戸長并寛弘寺村戸長両名御差紙御下ケ渡相成ル、

右ニ付、午後四時頃ゟ寄留所妙国寺境内江、原告西川并拙者、被告之代書人井上伊平殿并当地戸長松江喜十

郎殿、妙国寺中院代差支ニ付従僧高田恵隆殿、右立会、其外雨森老人夫婦并同三平殿、〆皆々立会之上附立致し、惣而調印之上、附立帳ハ戸長松江殿へ相渡し置、尤、本帳之義明日認可申筈ニ致し、同暮後七時頃一同退席ス

原告側および被告側の両戸長に身代限の通達があり、そこで原告側の代言人と代書人、被告側の代書人、原告側の戸長、および会合の場所となった妙国寺の従僧や原告等も立ち会い、午後四時頃から七時頃まで三時間をかけて附立帳を作成したことがわかる。附立帳とは差押財産の目録のようなものであるが、ここではまだ仮のもので戸長に預けられた。翌一一日には、次のような記事があり、原告側の代言人が被告側に差紙を持参し、またこの日誌の筆者であり原告側の代書人である増井源三郎が附立帳の本帳を作成したことがわかる。

○今暁寅ノ刻ゟ、西川氏、寛弘寺村へ差紙持参ニ而被参候事、

○雨森附立之本帳相認メル、

但し、半之圭紙ニ而右紙ハ雨森ゟ差出被申候事、

さらに翌一二日に増井は堺県聴訟課に出向いたようであり、この件に関して次のような記述がある。

○雨森掛リニ付、寛弘寺村戸長被罷出候而、同村方ニ而者雑具一切無之、唯家禄奉還ノ御下ケ金而已、然ルニ是ハ最早先達而ゟ外方へ引当ニ罷成在之、証書等持参ニ而被入御覧候事、

△当寄留宅ノ附立帳差上ル、

右両方御披見之上、弥々身代限之請書双方5書付差上候様御達ニ付、当方5ハ原告代言人西川5可受取御請書差上候事、

被告側の寛弘寺村戸長が出頭したが、差押の対象となる雑具はなく、既に他の債権の引当となっている金録公債証書しか持参できなかったようである。原告側で作成した附立帳を渡し、原告被告の双方より請書を提出するように達せられたので、原告側代言人西川が請書を提出したのであった。これにより身代限手続が開始されたが、その後の状況は史料にはあらわれてこない。おそらく実際の財産差押や換金等は、被告側の戸長によって進められたのではないかと思われる。明治五年（一八七二）に定められた「身代限規則掲示案」は、翌年に掲示期間が三〇日から六〇日に改められており、[10]それとの関係がどのようになっているか不明の点もあるが、いずれにしても当時の身代限手続が戸長を中心に代言人や代書人の手で行なわれたことがよくわかる。[11]

ちなみに、明治初年に刊行された服部誠一著『東京新繁盛記』には、当時の東京における代言会社の盛況が活写されている。[12]「商法の開花」「金貸之盛」の状況下、「今日之冨戸豪商ハ為ル明日身代限之人ト」等と世相が述べられた上で、「聞ク法廷一日ノ新訴不レ下ラ三百余件一、是レ所ニ以ン代言社之繁昌スル也」とされる。代言社の著名なものとしては、北洲舎、貴知法舎、尽辞舎、遙明舎があげられ、「有リ下一個々々ニ為シ代言ヲ為ス代書ヲ者上、或ハ士族、或ハ売ト者、或ハ講談師、或ハ公事師、一々不レ暇アラニ枚挙スルニ」とされる。また「聞ク近頃有リ下婦人ニシ而為ス代言ヲ者上、豈ニ可レ不レ謂ハ昌盛ト乎」とも述べている。そして施設や建物内の状況について描写した後、その料金について、「曰ク金銭出入訴訟ハ仰テ公裁ヲ獲レハ全勝ヲ則為メ謝金ノ、令ム納メ其金額ノ十分一ヲ、曰ク毎レ莅ム法廷ニ必ス従テ公則ニ納メシム一回五十銭ヲ、曰ク代書一葉八行二十字、又従テ公則ニ納メシム十銭ヲ、曰ク他ノ雑訟則量リ其事之軽重ト与ニ其物之大小ト、而シテ納メシム其価之十分一ヲ」としている。このような叙述の後、具体的なある事件を取り上げて

いるが、その中に次のような身代限に関する記述がある（三六葉）。

官召原告ヲ、曰ク収被告二名ノ身代ヲ、使ムルニ衆估ヲシ競売セ其所有物ヲ、価僅カニ五円二十銭、彼レ猶ホ他ニ有リ三四大債、因テ計算シ其金額ヲ、以テ平均法ヲ分配スレハ之ヲ、則汝ラ所レ受実ニ二円五十銭也、如キハ残金ノ期シ被告身代再興之秋ヲ此再興ハ可キ在ル下与ニ石一橋腐敗スル時一同時上歟必ス令シム弁償セ、捺スル官印ヲ証券ハ則在リ茲ニ与ニ古代ノ宝物一共ニ可シ深ク蔵ス嗚呼貴シ哉此ノ証券　如キハ訴訟ノ入費ノ由テ例規ニ使ムル被告ヲシ償ハレ之ヲ

再興後の弁償や訴訟入費について、身代限に関する規定が踏まえられていることがわかる。「衆估」をして競売するとあるが、「估」とは商人のことであり、「華士族平民身代限規則」にある「鑑定之者道具屋之類」のようなものではなかろうか。かなり後の話になるが痩々亭骨皮道人（西森武城）著『百人百色　浮世写真』には、古着屋が「夫でも身代限りの代物ぢや少しや利益があがるでせう」といったのに対し、道具屋が「左様身代限りの代物少し割が宜が其身代限りも此節余りありません」と答える問答が載せられている。[13] 青木雄二監修『ナニワ金融道　カネと非常の法律講座』によれば、動産競売の買い手を業界用語で「道具やさん」とよぶそうであるが（七八・九頁）、その歴史は古いのかもしれない。

以上、明治初期において身代限の執行者は戸長であり、その下に代言人や代書人、および道具屋が加担して差押・競売がなされたことについて述べてきた。ただこれは主に民事身代限についての話であり、前節で述べたように明治初期においては刑事身代限も存在したのであり、その執行者については後述する。

さて周知のごとく明治一一年（一八七八）いわゆる三新法が制定され、地方制度が大きく改編・整備された。その一つ郡区町村編成法によって、府県の下の行政単位を郡区町村とし、郡には郡長、区には区長、町村には戸

長が置かれることになった。この地方制度改革の結果、身代限の執行者についてもなにがしかの変化があらわれたようにみえる。伊藤孝夫氏が述べるように、[14]同年の「府県官職制」では身代限は郡区長の管轄事項とされている。しかも戸長の職務としては一三項目が列挙されるが、そこには身代限に関連する事項は全く存在しない。このような点からすると、身代限の執行者は郡区長に移ったかのようである。

たしかに、明治一七年（一八八四）の福島県伺は、この「府県官職制」に則して「身代限ノ財産取扱ノ事ハ、既ニ郡長ノ事務ニ属セラレ候上ハ」、郡長をして入札させるべきかとし、司法省はそれを認めている。[15]また同年の和歌山県伺も「抑身代限財産処分ノ儀ハ、既ニ郡区長ノ事務ニ属シ」とした上で、落札に際し裁判所の認許を必要とすることについて疑問を呈している。[16]さらに、「現行民事訴訟手續ニ對スルカークード氏意見書」においては、「身代限処分ヲ為ス現今手続」の説明の中に、「而シテ其入札ノ手続及ヒ落札金徴収ノ事務ハ行政官ナル区長郡長ニ於テ取扱ヒ」とされている。[17]

このような点からすると戸長は身代限に全く携わらなくなったようにみえるが、しかしそうではない。戸長は、「府官職制」において列挙された一三項目以外についても、「府知事県令又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ従テ従事スヘキ事」とされているのであり、[18]郡区長の下で身代限処分を行なうことは可能であったのである。また「現行民事訴訟手續ニ對スルカークード氏意見書」においても、カークードは裁判所との関係からかもしれないが、「区長郡長ノ公売処分権ハ法律ヲ以テ未タ之ヲ定メラレザルモノト思惟ス」とし、そして、英国の制度について縷々語った上で、「区長若シクハ郡長ニ英国ノ管財人ト同様ノ権ヲ委任スヘキ乎、将タ委任スヘカラサル乎ハ明言シ難シ」と述べている。[19]「現行民事訴訟手續及カークード氏意見書」の四一一条は、次のように定める。[20]

身代限ノ言渡ヲ為シタル時ハ、裁判官財産取調ノ為メ郡区役所ニ対スル照会書案ヲ作リ書記ニ付ス、但、郡区長ヨリ財産取調処分ヲ戸長ニ委託セシ地方ニ於テハ、裁判所ヨリ其取調ヲ戸長役場ニ照会ス（慣例）

但し書きにあるように、慣例として戸長役場が財産取調を行なうことがあった。実際にはそちらの場合の方が多かったのではなかろうか。身代限に関する戸長の関与について、まず各県からの伺とそれに対する司法省指令をみてみよう。

身代限の財産取調や公売の際における原告被告の立会に関する、明治一六年（一八八三）の千葉県伺は、「之ヲ執行スル郡長又ハ戸長」と両者を並記している。[21] また同年の栃木県伺は、財産取調の際における「無」謂差拒ミ又ハ一時所在ヲ晦匿スル」といった行為に対し、司法省指令が「戸長又ハ債主ヨリ其裁判所へ申出処分ヲ受ク可キ」としていることについて、「郡長職制中ノ件ニ付、右等ノ場合ニ於テハ、裁判所ノ処分ヲ待タス、其家族又ハ親族若クハ隣伍ノ者立会ハシメ直チニ取調可」然哉」とする。[22]「郡長職制中」という表現からすると、栃木県は戸長を身代限の執行者とみていないように思えるが、そうではなくこの伺の翌月、九月の伺では次のように述べている。[23]

身代限財産調ノ際、本人ハ勿論、家族親族及ヒ隣家ノ者マテ立会ヲ拒ム時ハ、戸長ニテ直チニ取調可」然哉、至急御指揮ヲ乞フ

これに対し司法省は、戸長が財産調書にその旨を付記することを指令する。同じく同年の佐賀県伺と司法省指令においても、財産取調に対する妨害行為に対しては、戸長より警察官の公力を求めることが論じられている。[24]

さらに翌年の和歌山県伺では、本人家族が不在で「隣佑者」も立ち会わないときは、「戸長ノミ立会セシメ其取調ヲナスモ不レ苦レ候哉」とするのに対して、司法省は「郡長又ハ戸長ニ於テ直チニ取調ヲナス可キモノトス」と指令する。[25]

以上のように、各県からの伺とそれに対する司法省指令からすると、三新法体制以後も戸長は引き続き身代限の執行者であったし、建前としては身代限は郡区長の所管事項であったが、実際にはやはり戸長が中心となって行なわれていたのではないかと思われる。そのことは、実際の裁判例にあらわれたところからも窺えるのである。

身代限処分により差し押さえられた財産に対する所有権の所在に関する明治一五年(一八八二)の判決の中で、大審院は次のように述べている。[26]

大審院曰、被上告人カ公売差止ヲ上告人ニ対シテ請求セレハ、事理ヲ誤レルモノトス、何者、凡身代限ノ処分ニ係リ、債主負債主戸長等立会ノ上財産ヲ点検シ差押ノ手続ヲ為シタル上ハ、其財産ニ対スル権利ハ債主ニアリテ負債主ニアラス、差押タル財産ニ対シ故障アル者ハ、差押人タル債主ニ申立ヘク、負債主ニ申立ヘキ筋ニアラス（傍線筆者）

身代限に立ち会う者としては、債主・負債主のほかに戸長のみがあげられているのである。また同年上告、翌年判決申渡がされた「身代限財産入札払仕直一件」の上告要領では、「戸長ハ明治十一年十二月三日上告者ノ財産希望セル衆人ヲ上告者ノ宅へ集会セシメ、而シテ戸長ハ代人藤本藤助ヲ臨会セシメタリ」と、その入札状況が述べられている。[27]三新法の制定直後であり、また上告者により不正な入札として論難されているものではあるが、この上告要領には戸長の関与が実にリアルに描かれている。[28]

ちなみに、明治一七年（一八八四）の島根県神門郡上古志村・古志町の「諸帳簿引渡目録」の中に、「渡部為平身代限点検簿」というものが存在する。[29] 明治一三年（一八八〇）以前の分が掲記されているということなので、三新法制定以前に遡る可能性も否定できないとはいえ、このような地方において戸長が実際に身代限に携わっていたことを示すものといえよう。

以上、三新法制定以降、身代限の手続きは建前上は郡長区長の職務とされながら、実際上は戸長を中心に行なわれてきたことについて述べた。いずれにせよ身代限の執行者は、戸長を含め広い意味での地方官吏であった。ただし、民事上の執行手続きが、すべて地方官吏に委ねられたわけではない。この点で重要なのは、民事執行に関する警察官の関与である。次に掲げるのは、明治一八年（一八八五）の内務省達甲第二六号である。[30]

民事上裁判執行ヲ遂ケサル者アルトキ、権利者ヨリ執行命令書ノ下付ヲ請求スル場合ニ於テハ、裁判所ハ嚮ニ権利者ニ下付シタル裁判言渡書写ノ末尾ニ、左式ノ如キ命令書ヲ添付シ契印ヲ捺シ下付スヘキ筈ニ付、権利者ニ於テ之ヲ提供シ義務者所轄ノ警察官ニ願出ルトキハ、警察官ニ於テ別ニ裁判所ノ照会ヲ須タス、直ニ義務者ヲシテ該裁判ノ通執行セシメ候様可レ致、此旨相達候事

明治十八年七月廿八日

内務卿伯爵山県有朋

執行命令書

当裁判所ハ誰某ヨリ誰某ニ対スル何々事件ニ付大審院（某控訴裁判所）（某始審裁判所）（当裁判所）ノ与ヘタル此裁判ノ執行ヲ命令スル者也

今日の民事不介入を原則とする警察のあり方を思うと、何とも驚きの達であるが、その背景に内務卿山形有朋の権力的志向が存在したことは容易に推測し得よう。ともあれどのような経緯から発せられたにせよ、民事事件への警察の積極的な関与は、おそらく当時の実情からそれほど離れたものではなかったのであろう。「民事上裁判執行」とあるだけで特に何の限定もされていないから、身代限も当然ここに含まれると思われる。このような警察官による判決の執行への関与はこれ以前からあり、この達は民事事件について制度化したものと思われる。警察は早い段階から司法警察と行政警察に分かれ、順次機構的に整備されていったが、違式以下の犯罪や売淫については裁判権をも有していたのであった。(31) そのような点を考えると、早い段階から警察もまた執行者としての役割を担っていたのではなかろうか。次に掲げるのは、明治九年（一八七六）に百姓惣代の一人が、身代限処分を不服として裁判官を相手どって上告した際に主張した理由の一つである。(32)

明治七年二月十七日、身代限可二差出一ノ願書ヲ呈シタル翌十八日、官吏二名八日間出張、直チニ財産ヲ売払ハレ、然ル後身代限掲示セラレタルハ、制規ニ違ヒ不当ノ処分ナル事

この官吏二名ははたしてどういう性格のものか、裁判所職員か県庁職員かあるいは警察官か判然としないが、ともあれ八日間出張した訳であるから、現地の戸長等でないのは確かであろう。(33) またこの身代限を不当と主張するのは、掲示の前に売り払われた点についてであり、特に官吏の出張そのものについては異論を唱えてはいない。前述したごとく明治初期において、また三新法以降において、身代限の執行者の中心は戸長であったが、しかしそのことはすべての身代限が戸長によって行なわれたことを意味するものではない。とりわけ明治初期における刑事身代限については、やはり裁判所や司法警察等の関与を想定するのが自然なのではなかろうか。

ちなみに、オットー・ルドルフの「裁判所構成法注釈」は、区裁判所に執達吏を置くことを規定した第九条について注釈する中で、「此のことは執行に関しては執行事務が警察から裁判所に移転されることを意味し」と述べ、また「之に依ると刑事事件に於ける送達や執行は警察に依って仲介される」とも述べている。[34] さらに、裁判所構成法九八条には「執達吏は刑事に付警察官を以て執行を為さざる場合に限り、裁判所の裁判を執行す」という規定があり、ルドルフはこれに関して次のように述べる。[35]

警察がどの程度まで行刑の権限を有するのであるかについては、立法は今日の所まだ確定して居ない。執達吏規則第三条の規定する所からして、事の懲罰償金Busse、罰金、没収、没収物件の競売に関する限りは、刑事事件に於ける執行は警察の担当する所となって居ることが判る。

ルドルフのこれらの見解がどの程度当時の日本の状況を正確に捉えたものなのか、また「警察」という訳語が果たして妥当なのか、といった問題は当然あろう。しかし、刑事事件における財産的価値にかかわる執行が民事事件の場合におけるそれと区別され、したがってその執行者もまた同一ではないということはいえるし、そのことはこれ以前の段階に遡ってもあてはまると思われる。

（1）　前掲『執行官法概説』四頁以下参照。

（2）　ただし、石井良助氏は「華士族平民身代限規則」の規定に則し村町役人の関与についてふれているし（『明治文化史』2法制編、二五二頁）、また瀧川叙一氏も司法省指令に則し所役人、戸長、村町役人の関与について記述している（前掲書八頁、二〇頁等）。

（3）　前掲論文二三八頁。

(4) 東京裁判所編纂『民事要録』甲編、一一〇五頁。
(5) 『法令全書』明治五年、四七六頁。
(6) 『日誌』六、四五～七頁。
(7) 同右、六六六・七頁。なお、翌年の東京裁判所からの再伺に対する指令や（『日誌』一六、一五六～九頁）、明治九年（一八七六）の「甲五号布達」にも同一の表現がみえる（『日誌』二〇、一二〇頁）。
(8) 『日誌』一四、二〇九・一〇頁。なお、酒田県からの伺では「裁判庁又ハ町村戸長役場ニ納ムヘキ入費」と表現され（『日誌』一一、八六頁）、茨城裁判所からの伺に対する司法省指令では、「官庁及ヒ戸長役場ニ於テ立替置タル入費」と表現される（『日誌』一二、一四一・二頁）。
(9) 「明治初年のある代書・代言人の日誌――『出堺日誌・第三号』の紹介――」（服藤弘司先生傘寿記念『日本法制史論纂――紛争処理と統治システム――』四一九頁以下）。
(10) 瀧川前掲書一四頁以下参照。
(11) その他、同日誌には被告額田村寺田ますに関する身代限における入札払の詳細な記事や、副戸長による代書人入費の分配等に関する詳細な経緯を記した記事がある（前掲書四三八～四二頁および四四四～六頁）。また明治八年（一八七五）四月から五月にかけて、山枡九平より訴えられた被告林作平が既に身代限処分を受けているのに、さらに身代限を申し出るという、興味ある事件の顚末も描かれている（前掲書五一九～二一頁）。
(12) 巻之六、三二葉以下、「代言会社」の項。なお、閲覧は国立国会図書館のデジタルライブラリーによった（http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIBiDetail.cgi）。和装本で出版地は東京、出版社は山城屋政吉、出版年は明治七～九年、とウェッブ上の書誌にはある。
(13) 一三四頁。なお、閲覧は国立国会図書館のデジタルライブラリーによった（http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIBiDetail.cgi）。出版地は東京、出版社は共隆社、出版年は明治二一年、とウェッブ上の書誌にはある。
(14) 前掲論文二三八頁。
(15) 市岡正一編纂『身代限其他財産公売処分方法』五頁。
(16) 同右、五・六頁。
(17) 『日本近代立法資料叢書』22、四九頁。
(18) 東京都編纂『東京市史稿』市街編六一、八一二頁。

(19) 『日本近代立法資料叢書』22、四九・五〇頁。
(20) 同右、八七頁。
(21) 前掲『身代限其他財産公売処分方法』三八・九頁。
(22) 同右、三九頁。
(23) 同右、四〇頁。
(24) 同右、四〇・一頁。
(25) 同右、四一頁。
(26) 増嶋六一郎編集『裁判粋誌1大審院判決例』（復刻版）四九〇頁。
(27) 明治前期大審院判決録刊行会編『明治前期大審院民事判決録』9、一三〇・一頁。
(28) なお、明治一四年（一八八一）の「身代限財産公売一件」に関する事件の上告要領には、「明治十二年十月廿九日、郡吏佐藤正苗戸長上野明義及ヒ其当時ノ原被告」が立会い財産取調べを行なっていることが記述されている（前掲『明治前期大審院民事判決録』7、二〇〇頁）。
(29) 国文学研究資料館史料館編『戸長役場の史料―史料叢書4―』九七頁。
(30) 『法令全書』明治一八年、七三五頁。
(31) 『明治文化史』2法制編、一九七頁。
(32) 前掲『明治前期大審院民事判決録』2、二九頁。
(33) 県庁より売却代金が分配されたことについてふれているので、県庁職員である可能性が高い。
(34) 『司法資料』二九五号、三八・九頁。
(35) 同右、二〇五・六頁。